

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅱ-4(3) 健康で安心して暮らせる社会の構築(化学物質のリスク管理を推進するために)	施策 No.	24	施策名	環境リスクの高い化学物質の排出削減
-----	---	--------	----	-----	-------------------

目的、内容	トルエンなどの大気中への化学物質の排出を削減する取組み ベンゼンなどの発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を推進 人・動植物へ悪影響が懸念される化学物質について、環境調査や事業者等への排出抑制の働きかけなどの予防的な取組を推進 2020年目標：環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減				
副次的効果、外部効果等	排出量の抑制により製造工程におけるロスを抑制				
関係法令、行政計画等	PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律） 府生活環境保全条例、府化学物質適正管理指針 ダイオキシン類対策特別措置法 土壤汚染対策法、水質汚濁防止法（地下浸透防止）				
国等の政策、社会情勢等	水質汚濁防止法改正施行（2012年6月）：有害物質使用特定事業場の地下浸透防止規制 2011年3月の東日本大震災において、高濃度のふっ化水素酸や、六価クロムなどの有害な化学物質の流出が国の調査で確認された。				
施策実施に要したコスト（職員人件費を除く）	事業のコスト（千円）		2011年度（決算額）	2012年度（決算額）	2013年度（決算見込額）
	環境目的の事業費	本施策が主たる目的であるもの	18,872	39,264	9,606
		本施策が従たる目的であるもの	154,544	8,744	475
	環境以外の目的を含む事業費		0	0	0
取組指標及び実績 （施策効果の定量評価）	名称	把握方法	実績		
	① PRTR法物質の届出排出量	府環境白書掲載データ	4,659t（2010年度実績）、4,623t（11年度実績）、4,481t（12年度実績）		
工程表の進捗状況	工程名	進捗状況*	主な事業の名称	事業の実施状況	
	環境リスクの高い化学物質の排出量等の把握 （毎年度、PRTR制度、大阪府化学物質管理制度の運用により排出量等を把握）	☆☆	化学物質対策推進事業	化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を実施 PRTR法届出件数： 1,717件（2011年度）、1,670件（12年度）、1,636件（13年度） 条例届出件数： 1,306件（2011年度）、1,368件（12年度）、1,364件（13年度） 取扱量： 7,650千トン（2010年度実績）、7,482千トン（11年度実績）、7,534千トン（12年度実績）	
	大気排出量削減の推進（大規模事業所に対する重点指導） 有害性の高い化学物質の排出抑制（特定第一種指定化学物質の取扱事業所に対する指導）	☆☆	同上	届出の審査にあたり、排出量の多い事業所及び有害性の高い化学物質の取扱いの多い事業所に対し、増減要因、排出見通し、排出削減対策、物質代替の検討等についてヒアリングし、指導・助言を実施。 排出量の多い事業所を中心に立入検査を実施。 立入件数：173件（2011年度）、140件（12年度）、121件（13年度）	
	環境汚染の未然防止（土壤汚染・地下水汚染の未然防止のため、化学物質の適正管理を助言・指導）	☆☆☆	水質汚濁防止法、土壤・地下水汚染対策推進事業 災害時における化学物質のリスク低減事業	水質汚濁防止法（2012年6月改正施行）に基づき有害物質使用特定施設等の地下浸透防止を指導 土壤汚染・地下水汚染の未然防止のため、事業者向けのリーフレットを作成し、窓口等での事業者等への啓発・はたらきかけを実施。 災害時における化学物質のリスクを低減するために、東北の被災地域での被害実態を調査や環境リスク低減効果の試算を行い、事業者が導入・強化すべき災害対策をとりまとめた（2012年度）。その結果を踏まえて、府条例の化学物質適正管理指針を改正し（2013年度）、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理を強化。	
※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗					
評価	評価	理由等			
	施策目的の達成状況	目標達成			
計画見直し又は改善事項	事業・工程の進捗状況	計画どおり進捗			
	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等			
	目標	無	化学物質の排出量と併せて、経済状況の影響を受ける取扱量の推移を確認しながら、評価していく。		
	施策の方向・主な施策	無			
	工程表	無			
その他の改善事項	無				
関係課室	環境管理室				

環境総合計画部会委員による点検（所見）	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	点検評価の手続きについては、概ね妥当である。しかし、以下の点でさらに検討することが望ましい。 ・取組指標と実績欄および事業の実施状況に示されている内容はほとんどがアウトプットの視点である。アウトカム視点からの評価が必要。	施策目的の達成状況については、再検討が必要。一方、進捗状況についてはおおむね妥当。	見直し・改善事項については、本施策の目標の再設定(向上)が必要であり、目標欄は「有」であるべきと考える。

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅱ-4(3) 健康で安心して暮らせる社会の構築(化学物質のリスク管理を推進するために)	施策No.	25	施策名	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
-----	---	-------	----	-----	-------------------------

目的、内容	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進 府は、府域の環境リスクを管理するという立場から対話の場を設け、対話を推進（化学物質に係る情報提供、リスクの客観的な評価、府の取組方針の説明等）				
副次的効果、外部効果等					
関係法令、行政計画等	PRTTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律） 府生活環境保全条例、府化学物質適正管理指針 土壌汚染対策法				
国等の政策、社会情勢等					
施策実施に要したコスト（職員人件費を除く）	事業のコスト（千円）		2011年度（決算額）	2012年度（決算額）	2013年度（決算見込額）
	環境目的の事業費	本施策が主たる目的であるもの	0	0	0
		本施策が従たる目的であるもの	76,766	31,361	11,179
	環境以外の目的を含む事業費		0	0	0
取組指標及び実績 （施策効果の定量評価）	名称	把握方法	実績		
	① リスクコミュニケーションに関するセミナー等の開催	セミナー等の開催実績の集計	2011年度 化学物質対策セミナー（531人）、パネルディスカッション「土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」（98人） 2012年度 化学物質対策セミナー（423人）、パネルディスカッション「土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」（75人） 2013年度 化学物質対策セミナー（483人）、		
工程表の進捗状況	工程名	進捗状況*	主な事業の名称	事業の実施状況	
	事業者への働きかけ				
	大規模事業者に対する働きかけ（約50社） 中規模事業者に対する働きかけ（約200社） 化学物質対策セミナー（事業者向け）の実施	☆☆	化学物質対策推進事業	化学物質対策セミナーを毎年度1回、大阪市・堺市と共催で開催し、リスクコミュニケーションの実施事例を紹介。 出席者数：531人（2011年度）、423人（12年度）、483人（13年度）	
	レスポンシブルケア協議会主催の会議において事例紹介	☆☆	同上	レスポンシブルケア委員会の会員企業のリスクコミュニケーション実施事例を府ホームページにて情報提供	
	NPO・市民団体等との連携				
	働きかけを行った事業者とのリスクコミュニケーションの実施 化学物質対策セミナー（NPO・市民団体等向け）の実施	☆☆	土壌・地下水汚染対策推進事業	2011年度：講演会、リスクコミュニケーションに関するパネルディスカッション（リスク管理について）の開催 2012年度：リスクコミュニケーションに関するパネルディスカッション（環境リスクと土地活用方法）の開催	
	情報の整理・場の提供・対話の推進				
	情報の整理・提供	☆☆	化学物質対策推進事業	化学物質の排出量及びリスクコミュニケーションに関する情報をホームページに掲載	
場の提供・対話の推進	☆☆	化学物質対策推進事業 土壌・地下水汚染対策推進事業	上記セミナー、パネルディスカッション等の実施		
※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗					
評価	評価	理由等			
	施策目的の達成状況	—	（数値目標が無いため評価できない。）		
	事業・工程の進捗状況	計画どおり進捗			
計画見直し又は改善事項	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等			
	目標	無			
	施策の方向・主な施策	無			
	工程表	無			
	その他の改善事項	無			
関係課室	環境管理室				

環境総合計画部会委員による点検（所見）	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	点検評価の手続きについては、概ね妥当である。ただし、評価欄中の目的の達成状況項目には何らかの自己評価があるべき。	施策目的の達成状況欄への自己評価の記載は必要。それ以外の評価はおおむね妥当。	見直し・改善については、事業の実施ごとにアウトカムを評価するためのアンケート調査も組み入れるなど改善が必要である。

2014年（平成26年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅱ-4(3) 健康で安心して暮らせる社会の構築(化学物質のリスク管理を推進するために)	施策No.	26	施策名	残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理(良好な地盤環境の確保)
-----	---	-------	----	-----	-------------------------------------

目的、内容	化学物質による土壌汚染や地下水汚染を未然防止し、健康へのリスクを回避するため、 ・化学物質の適正管理について助言・指導 ・PCB、ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質について、事業者に対し廃棄物から環境への漏洩がないよう適正管理・処理を徹底指導 ・環境リスクの高い化学物質や、汚染された土壌・地下水については、適正な管理・処理を推進
-------	---

副次的効果、外部効果等	
-------------	--

関係法令、行政計画等	府生活環境保全条例(化学物質適正管理、土壌汚染対策)、府化学物質適正管理指針 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H16年3月策定、H28年度まで) ダイオキシン類対策特別措置法 土壌汚染対策法、水質汚濁防止法(地下浸透防止)
------------	--

国等の政策、社会情勢等	H28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了することができない見通しであることから、PCB特措法による処理期間が平成39年度末まで延長(2012年12月)。今後、国においてPCB廃棄物処理基本計画を改訂する予定。 2011年7月土壌汚染対策法施行規則改正：自然由来・埋立用材由来汚染土壌への対応等
-------------	--

施策実施に要したコスト(職員人件費を除く)	事業のコスト(千円)		2011年度(決算額)	2012年度(決算額)	2013年度(決算見込額)
	環境目的の	本施策が主たる目的であるもの	53,868	9,354	1,054
	事業費	本施策が従たる目的であるもの	66,273	67,096	68,488
	環境以外の目的を含む事業費		0	0	0

取組指標及び実績 (施策効果の定量評価)	名称	把握方法	実績
	① PCB廃棄物の高圧機器等処理進捗率	府環境白書掲載データ	78.9%(2013年度末)、73%(12年度末)
	② ダイオキシン類排出量	同上	6g-TEQ(2011年度)、7g-TEQ(12年度)、6g-TEQ(13年度)

工程表の進捗状況	工程名	進捗状況*	主な事業の名称	事業の実施状況
	PCB廃棄物の適正処理(法に基づき、2016年7月までに全てのPCB廃棄物の処理)	☆	「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づくPCB廃棄物の適正処理の推進	国と共に拠出した基金により中小企業の負担を軽減 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業(2012まで)： 絶縁油のPCB測定費用の補助を実施
	ダイオキシン類対策(焼却施設設置者によるダイオキシン類測定及び適正管理の徹底)	☆☆	ダイオキシン類対策事業(発生源対策)	法に基づく規制基準等の遵守徹底を図るため、工場・事業場に対する立入検査、改善指導等を実施
	汚染土壌等の適正な管理・処理(汚染者負担の原則を踏まえつつ、関係法令による適正な処理等を促進)	☆☆	土壌・地下水汚染対策の推進	法、条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導

*進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画以下の進捗/△計画とは異なる事業内容で進捗

評価	評価	理由等
	施策目的の達成状況 事業・工程の進捗状況	一部は計画以下の進捗 PCB廃棄物の処理は国の処理期限延長の扱いもあり、計画の工程表以下の進捗 PCB廃棄物の処理については、2014年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更されたため、2015年度から安定器等の処理がJESCO北九州事業所で始まるなど、PCB廃棄物の処理体制の見直しが行われている。

計画見直し又は改善事項	見直し・改善点の有無	見直し・改善点の内容等
	目標	無
	施策の方向・主な施策	有 PCB廃棄物の取組みについて、国の動向を踏まえて見直しを検討
	工程表	有

関係課室	環境管理室
------	-------

環境総合計画部会委員による点検(所見)	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
	点検評価の手続きについては、おおむね妥当。ただし、本施策については本部会の評価の対象となるべきものかどうかさらなる検討がなされるべきと考える。	おおむね妥当	おおむね妥当